山形県屋外広告物条例に基づく指定地域

昭和49年12月25日 山形県告示第1941号

改正 昭和51年1月9日告示第23号 昭和62年3月27日告示第402号 平成6年3月18日告示第251号 平成10年6月5日告示第592号

平成22年3月23日告示第219号 平成26年2月4日告示第91号 昭和52年4月20日告示第637号 平成2年3月13日告示第338号 平成9年11月18日告示第1144号 平成11年11月26日告示第1103号 平成24年3月21日告示第267号

山形県屋外広告物条例(昭和49年10月県条例第59号。以下「条例」という。)第2条及び第3条の規定により知事が指定する地域を次のように定め、昭和50年1月1日から施行し、昭和36年8月県告示第645号(山形県屋外広告物条例に基づく指定地域)は、昭和49年12月31日限り廃止する。

- 1 条例第2条第1項第1号ロに係る地域
 - (1) 馬見ケ崎風致地区全域
 - (2) 千歳山風致地区のうち、別表に表示する区域
- 2 条例第2条第1項第2号に係る地域 次の建造物の周囲50メートル以内の地域
 - (1) 立石寺中堂(根本中堂) 山形市大字山寺所在
 - (2) 立石寺三重小塔
 - (3) 慈恩寺本堂 寒河江市大字慈恩寺所在
 - (4) 黄金堂 鶴岡市羽黒町手向字手向所在
 - (5) 羽黒山五重塔 鶴岡市羽黒町手向字羽黒山所在
- 3 条例第2条第1項第5号に係る地域

都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定により定められた用途地域(以下 「用途地域」という。)

- 4 条例第2条第1項第6号に係る地域
 - (1) 次に掲げる道路及びその両側500メートル以内の展望できる範囲の地域(用途地域を除く。)
 - イ 高速自動車国道 県内全線(供用されている区間に限る。)
 - ロ 自動車専用道路 県内全線(供用されている区間に限る。)
 - ハ 主要地方道 米沢猪苗代線(通称スカイバレー) 舟坂峠上り口から福島県方向県 内全線
 - ニ 同 白石上山線(通称蔵王エコーライン)県内全線
 - ホ 同 山形永野線(通称西蔵王高原ライン)一般県道妙見寺西蔵王公園線との接点 から主要地方道蔵王公園線との接点までの区間
 - へ 同 山形永野線(通称蔵王ライン)主要地方道上山蔵王公園線との接点から主要 地方道白石上山線との接点までの区間
 - ト 一般県道 妙見寺西蔵王公園線(通称西蔵王高原ライン)妙見寺橋の西端から主 要地方道山形永野線との接点までの区間
 - チ 同 鳥海公園吹浦線(通称鳥海ブルーライン)県内全線
 - リ 同 月山公園線(通称月山高原ライン)全線
 - ヌ 同 三瀬水沢線(起点から鶴岡市道三瀬9号線との接点(柳橋東側)までの区間に限る。)

- ル 鶴岡市道 三瀬水無線(起点から鶴岡市道水無6号線の起点までの区間に限る。)
- ヲ 同 三瀬9号線(一般県道三瀬水沢線との接点(柳橋東側)から鶴岡市道三瀬水 無線との接点までの区間に限る。)
- ワ 同 水無6号線(起点から高速自動車国道との接点までの区間に限る。)
- カ 県境、空港入口及びインターチェンジ(いらがわインターチェンジ及び三瀬インターチェンジを除く。)から3キロメートル以内の一般国道及び県道 県内全線
- (2) 県内の鉄道全線及びその両側500メートル以内の展望できる範囲の地域(用途地域及び第5項に該当する地域を除く。)
- 5 条例第2条第1項第9号に係る地域及びその地域種別

次に掲げる都市計画道路(都市計画法第4条第1項に規定する都市計画に定められた 同法第11条第1項第1号に掲げる都市計画施設である道路をいう。以下同じ。)の区域 及び当該都市計画道路として決定された土地の区域から500メートル以内の地域(条例 第3条第1項に規定する普通規制地域及び第3項第1号イの道路及びその両側500メー トル以内の展望できる範囲の地域(用途地域を除く。)を除く。)とし、山形県屋外広 告物条例施行規則(昭和49年12月県規則第74号)別表第2に掲げる第2種特別規制地域 とする。

- (1) 山形広域都市計画道路 1・3・1号上山東根線
- (2) 村山都市計画道路 1・3・1号村山尾花沢線
- (3) 東根都市計画道路 1・3・1号東根村山線
- (4) 米沢都市計画道路 1・3・1号福島米沢線
- (5) 南陽都市計画道路 1・4・1号南陽上山線
- (6) 鶴岡都市計画道路 1・5・1号鼠ヶ関温海線
- (7) 酒田都市計画道路 1 · 3 · 2号酒田游佐線
- (8) 遊佐都市計画道路 1・5・1号遊佐吹浦線
- 6 条例第3条第1項第2号に係る地域

次に掲げる道路(第3項第1号に掲げる道路を除く。)及びその両側500メートル以内の展望できる範囲の地域(用途地域を除く。)

- (1) 一般国道 県内全線
- (2) 県道 同
- (3) 広域営農団地農道整備計画に基づき整備された道路(通称広域農道) 同前 文〔抄〕(昭和51年1月9日告示第23号) 昭和51年2月1日から施行する。

前 文〔抄〕 (昭和52年4月20日告示第637号) 昭和52年5月1日から施行する。

前 文〔抄〕 (昭和62年3月27日告示第402号) 昭和62年4月1日から施行する。

前 文〔抄〕 (平成2年3月13日告示第338号) 平成2年4月1日から施行する。

前 文〔抄〕 (平成6年3月18日告示第251号) 平成6年4月1日から施行する。

前 文〔抄〕 (平成9年11月18日告示第1144号) 平成9年11月21日から施行する。

前 文〔抄〕 (平成10年6月5日告示第592号) 平成11年1月1日から施行する。

前 文〔抄〕 (平成11年11月26日告示第1103号) 平成11年11月27日から施行する。

前 文〔抄〕 (平成22年3月23日告示第219号)

平成22年4月1日から施行する。

前 文〔抄〕 (平成24年3月21日告示第267号) 平成24年3月24日から施行する。

前 文〔抄〕 (平成26年2月4日告示第91号) 平成26年2月4日から施行する。

